

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成31年3月19日（火）

白井市役所東庁舎3階会議室302

1. 教育長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 議決事項

議案第1号 白井市プラネタリウム館自主事業観覧料の一部改正について

議案第2号 白井市指定文化財の指定について

議案第3号 平成30年度教育費補正予算（第5回）に係る意見聴取について

議案第4号 平成31年度教育費補正予算（第1回）に係る意見聴取について

4. 報告事項

報告第1号 平成30年度末及び平成31年度白井市小中学校職員人事異動について

5. その他

---

○出席委員等

教育長 井上 功

委員 小林 正継

委員 川嶋 之絵

委員 高倉 聡子

委員 齊藤 豊

○欠席委員等

なし

---

○出席職員

教育部長 吉田 文江

教育部参事 小泉 淳一

教育総務課長 岡本 和哉

生涯学習課長 石戸 啓夫

文化センター長 川上 清美

書記 山本 麻奈美

書記 中村 秀樹

午後2時00分 開会

---

○教育長開会宣言

○井上教育長 それでは、これから平成31年第1回白井市教育委員会臨時会を開会します。

本日の出席委員は4名です。教育長の私を合わせると、本日の出席は5名となります。

議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

---

○会議録署名人の指名

○井上教育長 2番、会議録署名人の指名。

会議録署名人の指名をいたします。

小林委員と高倉委員に署名をお願いいたします。

---

○非公開案件について

○井上教育長 続きまして、非公開案件についてお諮りします。

報告第1号、平成30年度末及び平成31年度白井市小中学校教職員人事異動について、これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項、また白井市情報公開条例第9条第1項第7号の人事に関する案件であるため、非公開がよろしいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、報告第1号については非公開とします。

---

議案第1号 「白井市プラネタリウム館自主事業観覧料の一部改定について」

○井上教育長 これから議事に入ります。公開案件から先に行います。

3番、議案第1号「白井市プラネタリウム館自主事業観覧料の一部改定について」説明をお願いします。

○川上文化センター長 最初に訂正をお願いします。3ページ目の別紙資料になります。そちらの1、2、3、4、それから参考資料1、料金の設定の根拠のところなのですけれども、「0.08%消費税込み」、「0.10%消費税込み」を両方とも、要は8%の消費税込み、10%の消費税込みというふうに、「0.0」、「0.」を消していただきたいと思っております。

○井上教育長 はい。

○川上文化センター長 それでは、議案第1号「白井市プラネタリウム館自主事業観覧料の一部改定について」御説明いたします。

白井市プラネタリウム館自主事業観覧料の一部改定について別紙のとおり設定する。

提案理由でございますが、白井市プラネタリウム館自主事業の観覧料について別紙のとおり改定したいので提案するものです。

裏面をごらんください。

別紙として、白井市プラネタリウム館自主事業の観覧料についてご説明いたします。一番下の最下段の濃くなっている部分が今回新たに設定するもので、ドーム時間貸し切り利用、時間当たり3万円ということで設定しました。

次のページをごらんください。

資料としまして、1.新たに料金設定する自主事業名としまして、「ドーム時間貸し切り利用」、2番としまして設定理由でございますが、近年、映画やドラマ等でプラネタリウム館のドームで撮影したいとの申し入れが増えていることから、それに対応するため、新たな料金を設定し、時間貸し切

り使用を設定するものです。3番としまして、設定額につきましては、1時間当たり3万円、4番としまして、設定期日につきましては平成31年4月1日から開始します。

次に、参考1としまして、料金の設定根拠としましては、一般投映市外料金340円の86席で2万9,240円、消費税が10%に上がった段階では、350円の86席で3万100円となります。座席数を掛けて約3万円という形で設定をさせていただいております。

参考2としましては、近郊で時間貸し出しを行っているプラネタリウム館ということで、渋谷のコスモプラネタリウム館、こちらについては設定料金の設定が1,000円未満、1,000円以上、あとは営利目的かつ、最低で4万3,200円、高額で一番下の12万9,600円となっております。

続いて、厚木のこども科学館につきましては、プラネタリウム館の星無で500円と、プラネタリウム館の星有で3,000円ということになっております。

あと、東大和市郷土博物館では無料となっております。

参考3ということで、白井市プラネタリウム館の利用規定の利用時間につきましては、開館日、火曜日から日曜日、朝9時から4時半までとし、なおかつプラネタリウムの自主事業に支障が出ない時間帯ということです。利用設定につきましては、プラネタリウムの投影機で星を点灯するなどの操作は職員が行い、マイクロフォン等についての持ち込みとするだとか、付帯設備の利用については要相談ということで考えております。

最後のページになりますけれども、予約につきましては、2カ月前から予約を可能ということで、企画書等を提出していただいて、書類受理後に審査を行い、貸し切りの可能不可を受理後1週間以内に通知します。

その他としましては、こちらの使用の際は、設置管理条例、設置管理条例施行規則を順守するようによろしく、貸し出しの使用、管理者の判断によって直ちに利用不可になることもあります。その場合の利用料金については返金はしません。

以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

それでは、議案第1号につきまして、御質問等ありましたらお願いいたします。

○小林委員 撮影したいとの申し入れが増えてきている。今年度というか、昨年度あたりに、どれくらいそのような話があったのでしょうか。

○川上文化センター長 昨年、一昨年ですか、白井市の場合、駐車場が広いというようなことと、利用状況によって、東京の渋谷で借りるのとどれだけという部分がありますけれども、件数からすれば数件なのですから、プラネタリウムの利用がなければ、できれば貸してあげたいということで、ここで提案させていただきました。

○小林委員 はい、わかりました。

○井上教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第1号についてお諮りします。議案第1号について、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第1号は原案どおり決定いたします。

---

議案第2号 「白井市指定文化財の指定について」

○井上教育長 続きまして、議案第2号「白井市指定文化財の指定について」説明をお願いします。

○石戸生涯学習課長 議案第2号「白井市指定文化財の指定について」御説明いたします。

白井市教育委員会は、白井市文化財保護に関する条例第4条第1項の規定により別紙のとおり白井市指定文化財を指定する。

提案理由、本案は、市内にある重要な文化財を指定文化財に指定したいので提案するものです。

1 ページ以降の別紙をごらんください。

文化財指定書様式の案資料を添付しております。今回、指定文化財としたいのは、文化財指定書案で、左上に3号様式という様式名が書いてあり、その下に指定番号が書いてありますけれども、指定第42号の4、43号、44号とする3件でございます。

まず最初の指定第42号の4につきましては、昨年度の平成30年3月22日に指定文化財としています根地区の白井競馬学校西側所在の史跡名勝、八幡溜野馬除土手の地続き部分の追加指定の件となります。裏面に記載のとおり、前回の指定範囲に隣接した場所で、遺跡としては一連となる根401-1、401-2、402-1、404-3、953-3の一部について、所有者である日本中央競馬会から文化財指定にかかる同意が得られたため、該当範囲を追加するものです。

本日、追加資料として後から加えていただいたのですが、文化財関係で写真資料と、その後ろに測量図みたいな資料がありますけれども、真ん中の2枚目、カラーコピーしてあるものです。黄色い部分が、もう既に一度指定してある部分です。それから青紫という部分ですが、これが今回追加として審議したい部分でございます。

続きまして、二つ目になります。

指定第43号案につきましては、史跡名勝として、白井第一小学校西側に所在する上人塚を新規に指定するものです。文化財の概要は、文化財指定書案の「構造及び形式又は寸法、重量若しくは材質、その他の特徴」の部分に記載のとおりですが、江戸時代の幹線道路であります鹿嶋道の歴史とかかわる、地区の地名とかかわる市内最大級の塚であるというなどの特徴をもった塚です。具体的な所在の場所は、裏面に記載のとおり白井市根105番地で、土地は白井市で所有しています。これも追加資料でいいますと、3枚目の測量図、四角い形になっておりますけれども、上人塚となっているところです。大体30メートル四方で、裏に見える小学校の手前の部分で木がこんもりしているところです。

続きまして、三つ目、第44号案につきましては、有形文化財の歴史資料として、十余一地区に所在する一億供養塔を新規に指定するものです。文化財の概要は、文化財指定書案の「構造及び形式又は寸法、重量若しくは材質、その他の特徴」の部分に記載のとおりですが、江戸時代の幹線道路であります鹿嶋道の歴史や著名人とかかわること、道標をかねて牧の中につくられた数少ない石造物であること、この地域にあった熱心な信仰組織とかかわるなどの特徴をもつ供養塔です。具体的な場所は、裏面に記載のとおり白井市十余一49-2番地ですが、土地は市内の個人所有地になっております。個人情報にかかわりますので、案文のほうでは所有者の氏名を伏せさせていただいております。これにつきましては、写真のほうにあり、ちょっとお墓のように見えますけれども、石造物が立っております。一億供養塔は、こちらでございます。

以上、3件の文化財につきましては、平成31年2月7日に開催しました文化財審議会において指

定文化財としての適否を諮問しており、同日いずれも適とする答申をいただいております。

以上でございます。

○井上教育長 ありがとうございます。

それでは、議案第2号につきまして、御質問等ありましたらお願いいたします。

○高倉委員 44号の一億供養塔なのですが、こちら先ほど土地所有者が民間の方という説明がありまして、この塔そのものも土地所有者と同じ所有ということよろしいですか。

○石戸生涯学習課長 そうですね。

○井上教育長 ほかにございますでしょうか。

○齊藤委員 今後こういった文化財というのは、またふやすというか、そういった方向という予定みたいなものはあるのですか。

○石戸生涯学習課長 文化財の指定に関しましては、平成24年に文化財の指定候補のリストをつくりまして、それから、また文化財の指定基準を設けまして、幾つか基準はあるのですけれども、例えば歴史的には50年以上たっているものであるとか、文化財として滅失の危機にあるものは優先的に指定するであるとか、そういういろいろ幾つか条件があるのですけれども、その中で先ほどの一億供養塔につきまして、実は一億供養塔は、ほかにもあり、これは十余一のウエルシアのそばにあるものでございます。こちらに関しましては、実は白井の桜台の地名ともかかわっているもので、既に市の指定文化財に指定しております印西牧場之真景図の中にも書かれている石造物で、桜の木の根元に書いてあります。その当時の様子を示す石造物でありまして、これが、形を見ていただくと、お墓みたいということで、今ちょうどウエルシアの部分をきれいにしているので、この際、お墓のようなものが道路のそばにあるというのは余り気持ちがよくないので、地元から撤去したほうがいいのかという話が上がっていたので、優先順位を早めまして、今回、指定したいということで、この審議会に諮問させていただきました。

これは江戸時代、歴史の教科書などにも出てくる渡部崋山という人で、蛮社の獄で処罰されたり、南画家としても有名なのですけれども、その方が千葉県、当時は下総の国を旅行しに来たときに、この一億供養塔を見て自分の日記に書いているのです。その日記は、国の重要文化財になっているのです。いろいろな関係の歴史をあらわすということで、今回指定、なおかつ優先順位として非常に高いということで加えさせていただいたものです。

○井上教育長 ほかにございますでしょうか。

○小林委員 指定となることによって、勝手に動かしてはいけないとか、そういう制約が出てくると思うのですけれども、県の指定と市の指定とあると思うのですけれども、家なんかの場合には、勝手に改築できないとか、そういう制限がありますよね。そういった概要を教えてくださいというのが一つ、それから指定された場合、何か案内の棒などが立ちますか。

○石戸生涯学習課長 文化財に指定しますと、文化財の種類によりまして、基本的には現状変更を加える場合は、届け出をしていただきます。特に滝田家住宅みたいな人が住んでいる住宅がありまして、何でもかんでも変えてはだめだということではないのですね。基本的に、もとの状態を記録しながら、現代生活にも合わせて一部改造を許される場合がありますので、それは要相談という形になっております。現状を変更する場合は、一応届け出制です。それから二つ目の質問なのですけれども、指定文化財とした場合は、必ず標柱もしくは案内板という形で説明できるようにしております。

今回も一億供養塔などは、供養塔とあって、墓石ではないのだということをしっかり説明したいと思っています。

○小林委員 白井は指定されているものが少ないのか、その辺はよくわからないのですけれども、よくほかの佐倉などへ行くと結構たくさんあって、目立つ格好であって、文化的なものも古いものを残している地域とか、そういうのが以外とはっきりするのですけれども、白井の場合、意外とそれが目立たないというか、少ないのか、工夫が足りないのか、その辺のところをちょっとお聞きしたいなと思います。

○石戸生涯学習課長 先ほど申しました平成24年に文化財の指定基準をつくったことがあるのですが、それ以前というのは、非常に指定が進んでいなくて、まだ当時は指定件数が二十数件だったと思います。それは県内でも郡内でも少ないほうでした。それがありましたので指定基準をつくり、毎年大体3件から4件ぐらいを目標にということで指定してまいりました。それから10年たっていない間に、指定件数として今は、48件まで来ましたので、倍増しています。基本的には100件とかそれぐらいあるといいということで、何年先になるかわかりませんが、佐倉とか、市町村によって違いますけれども、基本的に文化財の多いところは3桁の数字、100件は越えております。今は、48件ですけれども、決して少ないほうではありません。大体平均レベルぐらいかなという数だとは思っています。

以上でございます。

○井上教育長 ほかにありますでしょうか。

○齊藤委員 平成24年にリストがつくられたということなのですから、それはどこかで見られるのですか。

○石戸生涯学習課長 リストにつきましては、実は個人情報を含んでいるために、公開はしておりません。個人の財産権にもかかわりますので、公開はしておりません。

○齊藤委員 わかりました。

○井上教育長 私からなのですけれども、子供のような質問で申しわけないのですけれども、一億一億供養塔の一億というのは、何をあらわしているのか。人口ではないのですよね。

○石戸生涯学習課長 お答えさせていただきます。一億の意味というのは実際わかっておりません。一億供養塔というのはこの白井に多いというか、いろいろな信仰している組織の人がつくっているものがあるのですけれども、一億という信仰に関する供養を白井を中心にやっていたみたいなのですね。その実態はわからないのですけれども、白井だけでなく、白井近隣の村々の人たち、大体1,000人規模で集まって供養塔を建てることにかかわっているのですね。こういう例で、多分一番多いのは大師様、大師講などというのですけれども、それは結構どこでも多いのですけれども、大きな人数がかかわっているという形では、白井で3番目ぐらいに大きいのですね。ただ一億というのは、実は全く意味がわかっていません。ただそれだけ大きい講組織が白井を中心にあつたということで、今後の研究課題にはなると思います。

私の単なる予想では、100掛ける100掛ける100掛ける100なのかなと。よく数珠などで、100回念じて、それを100回やると1万、もう100回同じことをすると100万、そこまでは、たしか講があるのですよ。何かあつたと思うのです。それをまた100倍すれば一億になるのではないかなと思います。あくまでも想像です。

○井上教育長 すごい。それは合っているかもしれない。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

それでは、議案第2号についてお諮りします。議案第2号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

○井上教育長 それでは、議案第2号は原案のとおり決定します。

---

議案第3号 「平成30年度教育費補正予算（第5回）に係る意見聴取について」

議案第4号 「平成31年度教育費補正予算（第1回）に係る意見聴取について」

○井上教育長 続きまして、議案第3号「平成30年度教育費補正予算（第5回）に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○岡本教育総務課長 それでは、議案第3号の説明をさせていただきたいと思いますが、説明の前に、今回提案させていただきました議案第3号「平成30年度教育費補正予算（第5回）」並びに議案第4号「平成31年度教育費補正予算（第1回）」につきましては、どちらも平成31年第1回市議会定例会に上程する議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして意見を求められたことによるものでございますが、この二つの議案につきましては、どちらも平成30年度の文部科学省の学校施設環境改善交付金の影響による補正となります。

まず、今回の補正予算の予算案の提出に至った経緯についてご説明をさせていただきたいと思えます。本日お配りいたしましたA4 1枚の学校施設環境改善交付金という資料、そちらをごらんいただけますでしょうか。

平成30年度の学校施設環境改善交付金につきましては、資料下段の事業別一覧にありますとおり、大山口中学校の柔剣道場吊り天井耐震改修工事、七次台中学校トイレ老朽化改修工事及び学校給食共同調理場建替事業の三つの件につきまして交付申請を行っておったところでございますが、年度当初の内示においては、大山口中学校柔剣道場吊り天井耐震改修工事のみの採択という結果でございました。その結果を受けまして、財政課等との協議の結果、七次台中学校のトイレ老朽化改修工事については30年度における事業の実施見送り、さらに31年度交付金に再度申請を行うということ。また学校給食共同調理場建替事業につきましては、財源内訳を変更しまして事業を継続することとなったところでございます。その後、担当課では、国の補正予算の可能性も考慮しながら動向を注視していたところでございますが、平成31年度の予算再編作業中においても、国二次補正予算等の交付金採択の連絡がなかったことから、本年2月の定例会におきまして、教育費補正予算第4回として関係予算の減額を上程させていただき、新たに31年度交付金の確保に向け、平成31年度教育費当初予算において、再度、七次台中学校トイレ老朽化改修工事の関係予算を計上した旨を御説明させていただいたところでございます。

そのような状況の中で、第1回市議会定例会開催中の平成31年2月26日に、国の30年度二次補正予算に基づきまして、学校施設環境改善交付金としまして、七次台中学校のトイレ老朽化改修工事、さらに平成31年3月5日に、国の30年度当初予算に基づく学校施設環境改善交付金において、学校給食共同調理場建替事業が内定した旨の連絡があったところでございます。その関係上、関係予算につきましては、今議会最終日であります3月22日に、平成31年度予算1号補正予算並びに平

成30年度予算8号補正予算としまして追加上程する必要があることから、本日議案として提出をさせていただきますところでございます。

議案の第3号について、御説明をこの後させていただきたいと思いますが、今回の補正予算につきましては、議案第3号並びに議案第4号が密接に関係しておりますので、説明につきましては、両議案同時に行わせていただきまして、その後に順次御審議をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○井上教育長 今の提案でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 どうぞ。

○岡本教育総務課長 ありがとうございます。それでは、議案第3号、議案第4号のそれぞれの資料の1ページをお開きください。

それぞれの資料の左上にあります「平成31年度」が議案第4号、「平成30年度」が議案第3号になります。以降はそれぞれ4号議案、3号議案として御説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、4号議案上段を御覧ください。歳出予算になります。1番、9款3項3目学校建設費、補正額は1億1,896万円の減額になります。理由としましては、先ほどご説明のとおり、国の30年度二次補正予算に基づく学校施設環境改善交付金において、七次台中学校のトイレ老朽化改修工事が補助内定したことから、関係予算である委託料347万3,000円及び工事請負費1億1,548万7,000円を30年度予算で確保する必要が生じたため、3号議案に移動するため所要額を減額するものでございます。

3号議案上段を御覧ください。同じく歳出予算になります。1番、9款3項3目学校建設費、補正額については1億2,380万1,000円の増額になります。4号議案で減額した額と増額した差額としましては、委託料については変更なく347万3,000円の増額になりますが、工事請負費におきまして、本年3月1日に積算基準が一部改定されまして、労務単価が上昇したことから、事業費を再積算した結果、その上昇分484万1,000円をあわせて増額補正することによるものでございます。

4号議案上段を御覧ください。2番、9款5項3目学校給食費、補正額は4,119万1,000円の減額になります。理由としましては、先ほどご説明のとおり、国の30年度当初予算に基づく学校施設環境改善交付金に、学校給食共同調理場建替事業が当初申請時においては、31年度事業としていた現調理場の解体撤去工事を含めた内容で内定したことから、関係予算である公有財産購入費のうち、解体工事費相当額4,119万1,000円を30年度予算で確保する必要が生じたため、3号議案に移動するため所要額を減額するものでございます。

3号議案上段にお戻りください。2番、9款5項3目学校給食費、補正額は4,119万2,000円の増額になります。4号議案で減額した額と増額した差額1,000円につきましては、端数調整によるものでございます。

4号議案の下段になります。そちらを御覧ください。こちら歳入予算になります。1番、15款2項5目教育費国庫補助金、補正額は3,060万9,000円の減額になります。こちらについては、歳出でご説明のとおり、七次台中学校のトイレ老朽化改修工事にかかる関係予算を30年度予算で確

保する必要が生じたため、3号議案に移動するため所要額を減額するものでございます。

3号議案の中段をごらんください。1番、14款2項5目教育費国庫補助金、補正額は3億4,156万7,000円の増額になります。4号議案で減額した額と増額した額の差額としましては、初めに説明したとおり、国の30年度当初予算に基づく学校施設環境改善交付金としまして、31年度に予定しておりました撤去解体工事も含めて、学校給食共同調理場建替事業として3億1,095万8,000円が内定したことによるものでございます。

引き続き、3号議案下段をごらんください。繰越明許費になります。こちらにつきましては、3号議案の歳出で補正をしました七次台中学校のトイレ老朽化改修工事の関連予算1億2,380万1,000円並びに学校給食共同調理場の解体撤去工事の予算4,119万2,000円を平成31年度に実施するため、全額繰り越しを行うものでございます。

第3号議案、第4号議案とも、2ページ以降につきましては、補正内容の詳細となっておりますが、ただいま説明のとおりでございますので、個別の説明を省略させていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

説明は以上でございます。

○井上教育長 ありがとうございます。

それでは、審議は3号、4号、別々に行いますけれども、質問は両方で受けたいと思っておりますので、何か御質問等がありましたらお願いします。

○高倉委員 学校給食共同調理場の補助金がついて何よりなのですけれども、ちょっと前にこれが出ないということで、不足分を起債でというお話があったのですが、これによって起債はなくなるという理解でよろしいですか。

○岡本教育総務課長 起債の部分については、財政課で補正予算としての上程にはありますので、財源内訳としまして、補助金で入ってきた部分については起債が減るという形になります。

○井上教育長 ほかにございますでしょうか。

それでは、お諮りさせていただきます。

まず、第3号議案「平成30年度教育費補正予算（第5回）に係る意見聴取について」お諮りいたします。

議案第3号につきまして、原案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第4号「平成31年度教育費補正予算（第1回）に係る意見聴取について」、これにつきまして、原案のとおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第4号について原案のとおり決定いたします。

---

非公開案件                      報告第1号   「平成30年度末及び平成31年度白井市小中学校職員人事異動について」

---

○その他

○井上教育長 続きます、その他について行います。

その他、一つ目、これは私からですけれども、今まで委員の方々からの御質問等をどのように会議の中に組み入れていくかと、定例会日程の追加項目ということで、幾つか考えたのですけれども、この案で提案させていただきたいと思います。

日程の8のところに、「委員質疑」という項目を追加する。

2番、事前通告した議案について、事前に委員の方から御質問や御意見があったことについて、この委員質疑のところで、委員さんが意見や質問の趣旨を少し述べていただいて、それについて事務局が説明や報告をするという形にしたいと思います。それが3番です。

そして4番で、再度、質疑応答があれば繰り返すという流れにしたいと思います。

1から8まで、いつもの議決事項、報告事項、それから委員質疑を公開案件から先に行って、ここまでを一通り行ってしまって、非公開案件がある場合はここから非公開にして、その他まであとは続けていくという形にしたいと思いますけれども、いかがでしょうか、御意見として。

小林委員、いかがですか。

○小林委員 いいと思います。

○井上教育長 ですので、これにつきましては、事前にお知らせしていただいたものについて行うということで。ない場合は、委員質疑は今回ありませんということで、項目は持ちますけれども、ありませんということで続けていけたらと思っております。

よろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○井上教育長 それでは、これでよろしく願いいたします。

そのほかにございますでしょうか。

○岡本教育総務課長 私から1点。2月定例会において、来年度から始まるエアコンの運用指針という形で御説明はさせていただいたのですけれども、年度も押し迫ってきて4月に向けて運用指針を正式にまとめ上げていきたいと考えております。御意見等があればという形でお伺いをしていたのですけれども、その後、何か気がついた点等があれば御指摘いただければ、その部分は含めて対応していきたいと思いますが、いかがでしょうか。今、多分お手元にお持ちではないと思いますので、またお気づきの点がありましたら、今週中ぐらいであれば事務局に御連絡いただければ、対応はさせていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

○井上教育長 今、何かありますか。

○高倉委員 二つあって、設定温度をどうするかというところと、その管理をするのは教職員なのか、生徒なのか。

○岡本教育総務課長 管理は学校でという形で、教職員と特定しないでという形では考えているところがございます。

設定温度は、特に御意見もなかったもので、変更は現在はありません、17度のままですね。2月のときは17度がいいのか、18度がいいのかとか、そんな御意見があったと思うのですけれども。

○高倉委員 冷房も、たしか高かったか、もう少し低くしたほうがいいのじゃないかというところでした。

○岡本教育総務課長 特に校長会の中では、温度設定については特段御意見はなかったのですが、今の段階では変わってはいないのですけれども、何度がいいという御意見をいただければ、それはそれでまた考えさせていただきたいと思います。

○高倉委員 今のところは、冷房28度、暖房17度ということですね。

○岡本教育総務課長 そうですね。28度以上の設定で、暖房は17度という形にはなっていますけれども。特にこだわりはないので、18がよければ18でもいいと思うのですが。

○高倉委員 たしか川嶋委員が、他市はもう少し高いという御意見だったのですけれども。

○川嶋委員 平均で見たときに、もう少し高い市もあるというふうにお伺いしていたので、白井も17度といわず18度、19度ぐらいでいいのではないかと思ったのですけれども。どのぐらい電力量がかかるのか。

○岡本教育総務課長 その後、温度設定を何度にするかという形で、2月の段階から順番を入れかえたり、そういった形での項目出しをきちんとまとめたほうがいいのかという話の中で、現在としては、温度設定は冷房が28度で、暖房が20度以下という形では考えてはいるところがございます。やっぱり17度は寒いかなということもあって、暖房は20度以下、冷房は28度以上の設定温度という形では考えている状況なのですけれども。

稼働条件として、夏は28度以上を目安として、超えなければ絶対だめということではないのですけれども、目安で28度。冬季の暖房をつける目安として17度という形での、稼働条件としては、まだそこはいじっていない状況ですね。設定温度は若干、冬場の温度は上げたほうがいいのかという形では考えています。校長会のご意見とか、この後、教育委員さんのご意見をいただければ、それをまとめたものを4月にもう1回見ていただいて、その結果で決めていきたいと今のところは考えているような状況ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○井上教育長 私からですけれども、初めてのものなので、まずやってみないと、ついている場所とか機械にもよりますし、まずはこれでスタートしてみて、不具合等があれば順次校長会等にかけて変更していくことになると思いますので、臨機応変に対応していきたいと思っております。

よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

○小泉教育部参事 私から2点報告ということで。

2月から3月の教育委員会議の中では、虐待についての通知の話題がございました。あの後、さらに幾つか通知が来ておまして、適切に対応するようということはおおむね重複しておりますけれども、大きく3点、改めて確認がございました。

1点目は、関係機関の定期的な情報提供については、1カ月に1回はすること。2点目は、保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合には、情報元を保護者に伝えないようにするとともに、児童相談所等と連携しながら対応すること、これが2点目でございます。そして3点目は、ここでちょうど年度の切りかえになりますので、転出先への確実な情報の伝達及び学校内での情報の共有という、この3点が改めて通知の中に出てきたところでございます。

二つ目の報告になります。年度の初めに白井市教育委員会のほうから、学校教育が重点的にその年度取り組むことということで、「なしビジョン」のほうが出ておりますけれども、その中に「板書づくり」というものがございます。これは昨年度から取り組みを始めているところなのですけれども、昨年度はどちらかというと、学校の中で板書についてしっかりやってみようということが中心

でしたが、この30年度はもう少し教育委員会のほうが主体となつてということで、三つのことを実施してまいりました。

一つ目は、各学校の中からのいい板書を推薦していただくということが一つです。二つ目は、推薦された板書を書いている方の中から5名の方をSBE、白井板書エキスパートということで、教育長名でこの3月に表彰させていただいて、表彰状のほうを教育長に届けていただいたことがございます。それから三つ目ですが、各学校からいただいたその素晴らしい板書の情報をきょうお手元のほうにお配りしております、この板書づくりという冊子にしてお配りをしたというところです。

1枚めくっていただいて、1ページ目のところに、黒板の絵の中に板書のよい点ということで書かせていただいております。板書は、教師の思いを表現する手段です。板書は、学習過程や思考の流れを示します。板書は、児童生徒の発言やその展開など、1時間の授業を振り返ることができます。よりよい板書はよいノートづくりにつながりますということで、その観点からそれぞれ優れた板書をこの冊子に整理をさせていただいて、各教職員のほうには、校務支援システムのシーフォースを通じて、いつでも見られるようにということでお配りをしたところですので、ぜひ次年度も活用していただいて、市内の学力向上、それから子供たちにとって、見やすいわかりやすい板書づくりに努めていただければと思っております。

以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

この件について何かありますか。

○小林委員 これは皆さんしっかりやっているから特に問題ないと思うのですが、きれいに見えるというと、例えば黒板にいっぱい書いている、いろいろ貼り物を使ったりとか、そういうところもあわせて評価していくのですか。

○小泉教育部参事 今、お話があったとおりでございまして、授業の流れをとめない範囲の中で、しかも子供が後で振り返ってわかりやすい、そして、それが1時間だけではなくて、いろいろな時間の中でも頑張っていられる先生方を御紹介しているという状況です。

○川嶋委員 こういう板書にたけている教員もいるのですけれども、きっと板書がとても苦手な教員さんもいらっしゃると思うのですけれども、表彰などという形になってしまうと、競争のようになるというか、焦ってしまう先生もいるのかなと考えまして、こういったことの研修会とかは年間どれぐらい行われているのですか。

○小泉教育部参事 今回表彰されているのは、5名ということですので、むしろ参考にしていただければと思っています。この後またいい方がいれば、また年度をかえて、表彰していきたいと思っております。板書が苦手な先生、それから初任者は、まだ経験がない中でやっているわけですから、特にこういった配ったものを初任者指導の中で使っていただいたりだとか、校内の研修の中で使っていただくことで力量のほうを上げていただければいいのではないかと期待しております。

○井上教育長 板書は基礎の基礎なので、意外と資料がないのですよ。板書から研修というのは、県レベルとか教職員のレベル、もうちょっと高いというか、高レベルの研修が行われていて、基礎の研修というのは意外となくて。なので、この資料は、そういう意味では、手前味噌ですが、いいものができたなど。他市はもう少し違うレベルのことをやっているとは思っているのですけれども、私としては一番大事なところだなと思っていて、実際にこの取り組みは約2年間続けてきましたけれども、

間違いなく全体のレベルは上がったと思って、皆様方も見ていただいておりますのとおり、以前よりかなり板書のレベルは上がったなど、ここからはまた次のスタートかなと思っているところです。

よろしいでしょうか。

それでは、その他、ほかにありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

次回は4月3日水曜日、午後2時からとなっております。よろしいでしょうか。どうぞよろしくお願いたします。

本日はこれで終了いたします。お疲れさまでした。

午後3時20分 閉 会